

平成 26 年 2 月

農林水産省消費・安全局

BSE 関係飼料規制の実効性の確保（24 年度）

BSE 関係飼料規制については、平成 17 年 5 月の食品安全委員会による「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において、飼料規制の実効性を確保するため、①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者における規制の徹底、③牛飼育農家における規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底が答申されたことを踏まえ、毎年度、飼料規制の監視結果を食品安全委員会に報告してきたところ。

24 年度の結果については以下のとおり。

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

輸入業者からの届出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認するとともに、輸入された飼料 37 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査したところ、牛由来たん白質は検出されなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県は、飼料又は飼料添加物の販売事業場（14, 585 か所）に対する検査（943 件）を実施したところ、法令違反につながる可能性のあった不適合（以下「不適合」という。）は、22 件であった。

なお、不適合の具体的な内容は、表示の不備 2 件、帳簿の備付けの不備 12 件及び保管等における取扱いの不備 8 件であった。（別表 2）

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県は、牛飼育農家（85, 300 戸）に対する検査（4, 066 件）を実施したところ、不適合は 5 件であった。

なお、不適合の具体的な内容は、保管等における取扱いの不備 5 件であった。（別表 2）

また、地方農政局は、牛飼育農家（85, 300 戸）における飼料の使用実態調査（1, 000 件）を実施したところ、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかった。

4 製造段階における規制の徹底

FAMICは、飼料等製造事業場（3, 118か所）に対する検査（365件）を実施したところ、不適合は3件であった。

なお、不適合の具体的な内容は、表示の不備2件及び帳簿の備付けの不備1件であった。（別表2）

都道府県は、飼料等製造事業場（3, 118か所）に対する検査（348件）を実施したところ、不適合は4件であった。

なお、不適合の具体的な内容は、帳簿の備付けの不備3件及び保管等における取扱いの不備1件であった。（別表2）

5 不適合事例に対する改善指導

上記の2～4の不適合の事例については、FAMIC・都道府県が事業者・農家に対して、以下の改善指導を行った。

- ① 適切な表示
- ② 牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底
- ③ 帳簿の適切な整備

○ 輸入飼料の検査点数（平成24年度）

飼料の種類	検査点数
混合飼料	(3 3 点)
米国産	1 9 点
中国産	3 点
台湾産	2 点
フランス産	2 点
韓国産	1 点
シンガポール産	1 点
オーストラリア産	1 点
デンマーク産	1 点
イタリア産	1 点
スペイン産	1 点
ベルギー産	1 点
単体飼料	(3 点)
カナダ産	2 点
台湾産	1 点
飼料添加物	(1 点)
米国産	1 点
合 計	3 7 点

注：輸入魚粉は動物検疫所が検疫しており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止を指示。

○ 販売業者等における不適合事例（平成24年度）

1 販売業者（22件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
表示の不備	2件	A飼料の表示がない
帳簿の備付けの不備	12件	一部記載漏れ、保管期間の不足
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	8件	A飼料 ^{※1} とB飼料 ^{※2} の保管場所の区分が不明確 (包装された飼料であり、交差汚染はない)
		A飼料とB飼料の同時受け入れ・出荷 (包装された飼料であり、交差汚染はない)
		A飼料を取り扱う者の作業着の交換の未実施 (包装された飼料であり、交差汚染はない)

2 牛飼育農家（5件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	2件	牛飼育場近辺でのペットへの給餌
	3件	A飼料とペットフードを同一場所で保管

3 製造業者（FAMIC）（3件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
表示の不備	2件	表示票の未添付、一部記載漏れ
帳簿の備付けの不備	1件	一部記載漏れ

4 製造業者（県）（4件）

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
帳簿の備付けの不備	3件	帳簿の備付けなし
		一部記載漏れ、保存期間の不足
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	1件	A飼料 ^{※1} とB飼料 ^{※2} の保管場所の区分が不明確 (包装された飼料であり、交差汚染はない)

※1:「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊、及びしかをいう。以下同じ。)に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

※2:「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。